資金調達をご検討されている揮発油販売業者の方へ!

〈全国石油協会の信用保証制度をご活用下さい。〉

小口運転資金・小口設備資金の 保証料率は年0.4%です。

信用保証制度の概要

保証の種類	小口運転資金	
資金使途	運転資金	
借入限度額	1給油所運営	2給油所以上運営
	3,000万円	6,000万円
保証金額	2,850万円	5,700万円
保証割合	95%	
借入期間	5年	
保証料率	**年0.4%**（特例あり）	
対象資金	1．揮発油等の石油製品に係る仕入及び販売に要する経費 2．タイヤ、自動車関連各種部品等の仕入及び販売に要する経費 3．給油所設備機器の導入及び更新等に付随する経費 ＊中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画に付随する経費を含む。（保証料率 **年0.2%**） 4．地下埋設物の入換工事に伴う油漏れ等の土壌状況調査及び土壌汚染浄化工事 5．従業員の採用、教育及び賃金の支払いに要する経費 6．営業権等新たな経営資源の取得に要する経費、及び兼業事業の経営に要する一切の経費	

保証の種類	小口設備資金	
資金使途	設備資金	
借入限度額	1給油所運営	2給油所以上運営
	6,000万円	10,000万円
保証金額	5,700万円	9,500万円
保証割合	95%	
借入期間	10年	
保証料率	**年0.4%**（特例あり）	
対象資金	1．揮発油販売業の事業継続に必要な用地、設備機器の導入及び更新等に要する経費 2．地下埋設物の入換、地下タンクの漏洩防止に係る内面ライニング施工工事及び電気防食システム設置工事、精密油面計設置工事 3．中小企業等経営強化法に基づき、経営力向上計画の認定を受けた揮発油販売業者が、同計画に基づき設備の取得に要する経費（保証料率 **年0.2%**） 4．経済産業省の事業再構築補助金（中小企業等事業再構築促進事業）の採択された事業計画に基づき設備の取得に要する経費（保証料率 **年0.2%**） 5．その他兼業を含め、事業継続に必要な設備設置に要する経費	

保証の種類	セーフティネット資金			
資金使途	運転資金			
借入限度額	1給油所運営又は揮発油等の石油製品販売に係る売上高3億円未満	2～5給油所運営又は揮発油等の石油製品販売に係る売上高3億円以上～15億円未満	6～9給油所運営又は揮発油等の石油製品販売に係る売上高15億円以上～27億円未満	10給油所以上運営又は揮発油等の石油製品販売に係る売上高27億円以上
	1企業　2,500万円	1企業　3,500万円	1企業　5,000万円	1企業　15,000万円
保証金額	1企業　2,375万円	1企業　3,325万円	1企業　4,750万円	1企業　14,250万円
保証割合	95%			
借入期間	5年			
保証料率	**年0.6%**			
対象資金	1．揮発油等の石油製品に係る仕入及び販売に要する経費 2．タイヤ、自動車関連各種部品等の仕入及び販売に要する経費 3．給油所設備機器の導入及び更新等に付随する経費 ＊中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画に付随する経費を含む。 4．従業員の採用、教育及び賃金の支払いに要する経費 5．営業権等新たな経営資源の取得に要する経費、及び兼業事業の経営に要する一切の経費			

災害発生時の被災対応を強化致しました。

災害運転資金・災害設備資金の保証料率が
年0.4%から年0.2%へ引き下げられました。
（令和８年７月28日に遡及して適用されます。）

＊下記の災害運転資金・災害設備資金については、災害救助法が適用され、災害の被災地が災害救助法の適用を受ける地域に指定された日から実施します。

保証の種類	災害運転資金	
資金使途	運転資金	
借入限度額	1給油所運営	2給油所以上運営
	500万円	1,000万円
保証金額	475万円	950万円
保証割合	95%	
借入期間	5年	
保証料率	**年0.2%**	
対象資金	災害（気象災害、地震等）により、被害を受けた揮発油販売業者が当該給油所等の復旧又は運営を継続するために必要な経費 但し、災害救助法の適用を受けた地域に運営給油所を有している揮発油販売業者に限る。	

保証の種類	災害設備資金	
資金使途	設備資金	
借入限度額	1給油所運営	2給油所以上運営
	500万円	1,000万円
保証金額	475万円	950万円
保証割合	95%	
借入期間	10年	
保証料率	**年0.2%**	
対象資金	災害（気象災害、地震等）により、被害を受けた揮発油販売業者が当該給油所等の復旧又は運営を継続するために必要な施設の修復、設備機器の導入等に要する経費 但し、災害救助法の適用を受けた地域に運営給油所を有し、罹災証明書（被害があったことを証する書類で地方自治体が発行するもの）を提出した揮発油販売業者に限る。	

＊制度を利用するためには、出捐口が必要となります。
＊担保の設定が必要となる場合があります。
＊設備資金について補助金の交付を受けた場合には、受領した補助金相当額について一部繰上償還をして頂くことになります。

○各地の信用保証協会とは別の制度です。資金調達を検討される際は、
まず石油協会 信用保証制度をご検討下さい。

○金融機関担当者が全国石油協会 信用保証制度を知らないこともあります。
経営者の皆様から「石油協会 信用保証制度の利用を検討したい」
旨、金融機関担当者にお伝えいただくことが大事です。

是非、全国石油協会 信用保証制度をご活用下さい。

ご相談、お問い合わせ

各都道府県石油組合の信用保証事業担当者
又は **全国石油協会信用保証事業部**
TEL：03-5251-0460 まで